

改正後	改正前
<p>（単身で入居できる者） 第一条の二 条例第五条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 七 略 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手から暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの イ 略 ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした接近禁止命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの ハ 配偶者暴力防止等法第十条の二（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去等命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの</p> <p>九 略</p>	<p>（単身で入居できる者） 第一条の二 条例第五条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 七 略 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手から暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの イ 略 ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの （新設）</p> <p>九 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十号）附則第二条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる事件における保護命令の申立てを行つた者で当該保護命令が効力を生じた日から起算して五年を経過していないものについては、改正後の千葉県県営住宅設置管理条例施行規則第一条の二第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。